

貸切バス「スマート利用」応援事業実施要綱

(事業の目的及び内容)

第1条 この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による移動自粛で、利用者が大きく落ち込んでいる公共交通の需要を喚起するため、3密回避を行う車両の大型化や車両を増便して運行する、スマートライフを応援する貸切バスを活用した事業を支援することを目的とします。

(助成対象者)

第2条 次条の助成要件を満たす徳島県内に営業所を有する旅行会社、または、県内に営業所を有する貸切バス事業者に対し、予算の範囲内で助成します。

(1) 旅行会社とは、旅行業法(昭和27年法律第239号。)第3条による登録を受け、旅行業を営んでいる者をいう。

(2) 貸切バス事業者とは、道路運送法(昭和26年法律第183号。)第3条第1号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業を営業者をいう。

(助成要件)

第3条 以下の要件を満たし、事前に一般社団法人徳島県バス協会会長(以下「会長」といいます。)に助成金を申請し、会長が承認した貸切バス活用事業を対象とします。ただし、国、県、市町村等による同種の補助金等との重複は認めません。

(1) 助成の対象となる貸切バス活用事業は、令和4年3月15日(火)から令和4年11月30日(水)までの間に県内の貸切バスを活用した旅行であること。

(2) 募集型商品については、募集に際して、パンフレットを作成するか、ホームページに掲載すること。

(3) 受注型商品については、行程表等を作成すること。

(4) 旅行代金の内訳(バス利用料・高速道路等利用料・駐車場料など内訳)が分かる書類(領収書等)を添付すること。また、大型化・増車をした貸切バスに要した経費の内訳が分かるよう明示すること。

(5) 「3密の徹底回避」や、「マスク着用」、「手洗いや手指の消毒の徹底」など「新しい生活様式」を取り入れた、新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止策を適切に講じること。

(6) 「ガイドライン実践点ステッカー」の掲示や「とくしまコロナお知らせシステム」に登録・掲示など、徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例を遵守すること。

(7) 旅行参加者が使用する車両の正座席数の半数を超える人数であること。

(8) 旅行の全行程を貸切バスで運行するものであること。ただし、徳島県内を発着する公共交通機関への送迎については、県内公共交通機関の利用促進につながることから、限定的に対象とする。

(助成金額)

第4条 助成金額は、以下のとおりとし、計算した助成金の額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとします。

助成対象	助成上限額
貸切バス車両の大型化・増車 (バス利用料、駐車場、乗務員経費など) ※車両の大型化の場合はその差額	大型バス 200千円/日 中型バス 170千円/日 小型バス 140千円/日
高速道路等利用料 (高速道路利用料、フェリー利用料)	50千円

(申請)

第5条 助成金を申請しようとする者(以下「申請者」といいます。)は、原則として出発日の5日前までに助成金交付申請書(第1号様式)及び添付書類を会長に郵送等により提出してください。

(助成の決定)

第6条 会長は、申請に基づき助成の可否を決定し、申請者に対し通知するものとします。

(事業の廃止)

第7条 申請者は、予定の期間に事業が完了しないと見込まれる場合または事業を廃止する場合は、廃止届(第3号様式)を提出し、会長の承認を受けてください。

(実績報告)

第8条 申請者は、助成事業終了後14日以内に実績報告書(第4号様式)及び添付書類、請求書(第5号様式)を会長に郵送等により提出してください。なお、期限までに提出がない場合は、助成金を受領する権利を自ら放棄したものとみなすことがあります。

(助成金の交付)

第9条 会長は、前条の実績報告が適当と認められたときは、助成金の額を確定し、実績報告書の到着後14日以内を目処に速やかに助成金を交付します。

(交付の取消)

第10条 助成金の交付決定以後に、申請もしくは報告内容に虚偽が疑われる場合は、委託元と協議の上、会長は原則として当該交付決定を取り消す場合があります。既に助成金が交付されているときは、その返還を求める場合もあります。

(関係書類の整備)

第11条 申請者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了年度の翌年から5年間保管してください。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、委託元と協議の上、会長が別に定めるものとします。

附則 この要綱は、令和3年2月1日から施行します。

改正 令和4年2月17日